

# 令和6年第5回岐阜県議会定例会

## 条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会

(環境生活部・健康福祉部)

## 目 次

(条例その他議案関係)

議第 139 号	岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ 1
議第 140 号	岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ 2
議第 150 号	岐阜県県民ふれあい会館改修工事（空調設備）の請負契約について	・ ・ ・ 3
議第 158 号	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター一定款の変更について	・ ・ ・ 4
議第 159 号	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター第 4 期中期目標の制定について	・ ・ ・ 5
議第 160 号	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第 4 期中期目標の制定について	
議第 161 号	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院第 4 期中期目標の制定について	

## 議第 139 号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 について

健康福祉部薬務水道課

### 1 手数料の額を改定する事実について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）が令和5年12月13日に公布されたことに伴い、令和6年第3回県議会定例会において岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第19号）の改正を行った。

第3回県議会定例会においては、厚生労働省から、手数料の見直しに係る改正法施行後の第一種大麻草採取栽培者免許の審査に当たっての考え方（以下「審査基準」という。）等が示されておらず、改正法の施行時期が未定であったことから、手数料の額の改正については見送った。

今般、審査基準（案）等が示されるとともに、改正法の施行期日を定める政令（令和6年政令第281号）が令和6年9月11日に公布され、改正法が令和7年3月1日に施行されることとなったため、関係事務手数料の額を改正するもの。

### 2 主な改正内容

手数料の額は、都道府県毎に設定しており、改正法の施行後においては、第一種大麻草採取栽培者の大麻草栽培に係る遵守事項等の規定が追加され、免許の申請に対する審査にあたっては栽培地等の現地確認が必要となることから、現地確認に必要な人件費及び旅費のほか、郵便料金の改定に伴う通信運搬費を増額し、1件につき手数料を6,700円から22,000円に改正する。

### 3 施行日

令和7年3月1日

## 議第140号 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

健康福祉部地域福祉課

### 1 条例改正の前提となる事実について

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「救護施設等基準」という。）の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）が、令和6年8月30日に公布、令和6年10月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

生活保護法（昭和25年法律第144号）において、県は救護施設等基準を参酌して、救護施設や更生施設等の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされており、救護施設等基準の改正により、救護施設及び更生施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないとする規定が新たに追加されたことから、同様の規定を追加する。

### 3 施行日

公布の日

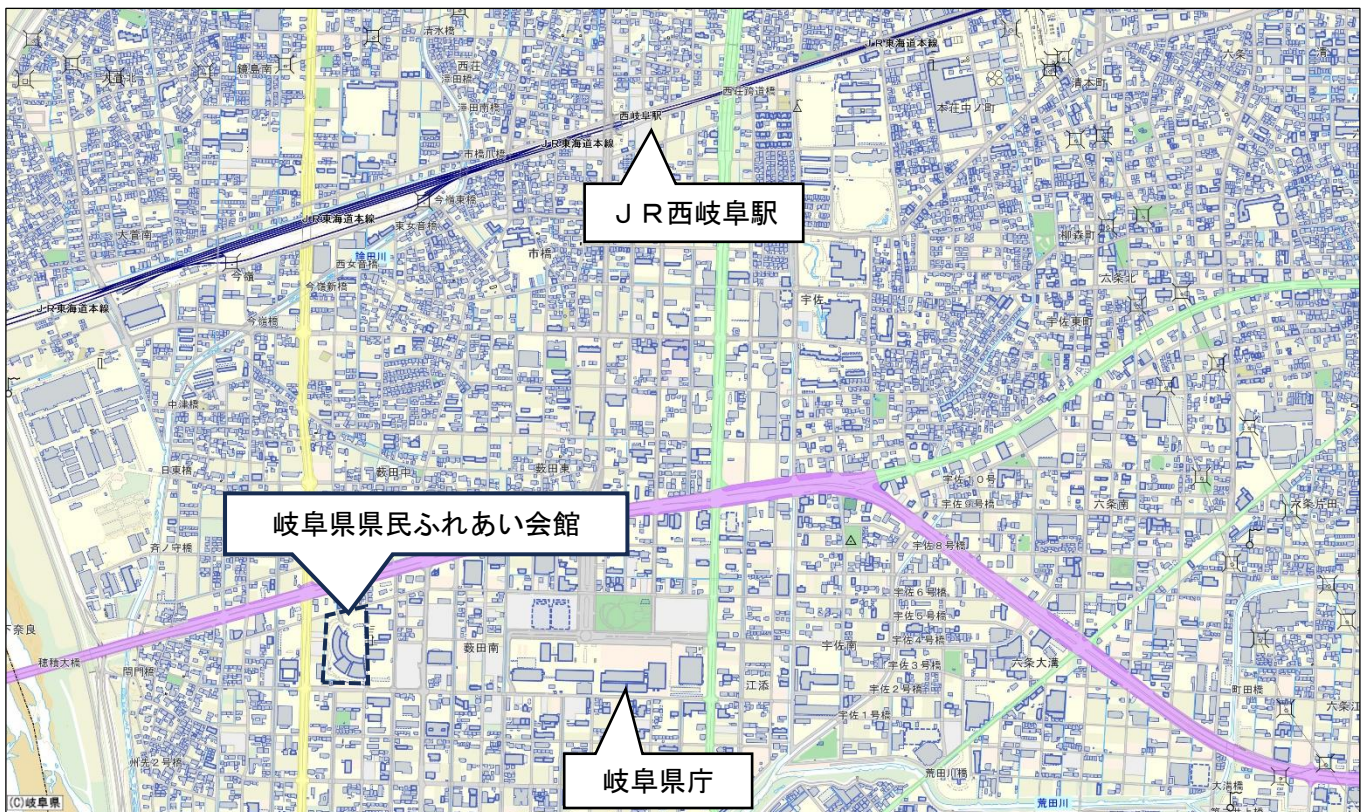
## 議第150号 岐阜県民ふれあい会館改修工事（空調設備）の請負契約について

環境生活部県民文化局文化創造課  
都市建築部公共建築課

岐阜県民ふれあい会館の空調設備は、設置から31年が経過しており、岐阜県県有建物長寿命化計画に基づき改修工事を行うもの

### 【契約の概要】

- (1) 契約の目的 岐阜県民ふれあい会館改修工事（空調設備）
- (2) 契約の方法 総合評価落札方式（簡易型②）一般競争入札
- (3) 契約金額 966,900,000円（税込）（予定価格：967,737,100円）
- (4) 契約の相手方 だいたう あさひ  
大東・朝日特定建設工事共同企業体  
＜代表構成員＞大東株式会社（岐阜市六条南3丁目14番1号）  
＜構成員＞朝日設備工業株式会社（岐阜市早田栄町4丁目28番地）
- (5) 工事の場所 岐阜市藪田南 地内
- (6) 工事の概要 空気調和設備工事 一式
- (7) 工事の期間 契約日から令和8年7月31日まで（約19ヶ月）



## 議第158号 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更について

健康福祉部医療整備課

### 1 定款変更の前提となる事実について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターにおいて、医師住宅として使用されていた共同住宅及び附属建物（以下「当該建物」という。）について、老朽化に伴い除却したため、定款別表を変更するもの

### 2 主な改正内容

法人設立時（平成22年4月1日）に県から法人へ承継された当該建物を除却し、令和6年4月23日に滅失登記されたことに伴い、その旨を定款別表に付記する。

### 3 施行日

総務大臣の認可を受けた日

議第159号	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	第4期中期目標の制定について
議第160号	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	第4期中期目標の制定について
議第161号	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	第4期中期目標の制定について

健康福祉部医療整備課

## 1 中期目標の概要

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により、設立団体の長（知事）は、地方独立行政法人である県立3病院について、地方独立行政法人が期間中に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないと規定されている。

現行の県立3病院の第3期中期目標については、令和6年度末で期間満了となり、令和7年度から令和11年度までの5年間の期間とする第4期中期目標の制定にあたっては、法の規定により、評価委員会の意見を聴取するとともに、議会の議決を経る必要がある。

### 【中期目標において定めるべき事項（5項目）】

- ①中期目標の期間、②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の改善及び効率化に関する事項、④財務内容の改善に関する事項、⑤その他業務運営に関する重要事項

## 2 策定方針

### （1）基本的な考え方

現行の中期目標を基本としつつ、その達成状況と今後の医療を取り巻く環境の変化を見据え、県立3病院それぞれが果たすべき役割を発揮し、県民が必要とする安全・安心・良質な医療を提供するため、各病院の医療水準の向上を図る。

### （2）重点的に取り組む医療

#### ①県総合医療センター

- ・小児患者の三次救急を担う機能の充実
- ・高精度放射線治療装置の活用など、地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実
- ・医師不足地域等に対する医師派遣などの支援の充実

#### ②県立多治見病院

- ・重症救急患者への対応の強化
- ・緩和ケア病棟と在宅での一貫した緩和ケアが受けられる体制の整備
- ・レスパイト病床の運用開始に向けた取組の推進

#### ③県立下呂温泉病院

- ・地域の医療需要に応じた療養病棟及び回復期病棟の充実
- ・終末期医療体制の充実と介護保険施設等との連携の推進
- ・医療費適正化、患者負担の軽減の観点を踏まえた後発医薬品の使用率向上

### 3 策定スケジュール

- ・令和6年 7月 1日 厚生環境委員会において、スケジュール等説明
- ・令和6年 7月 4日 地域医療対策協議会において、意見聴取
- ・令和6年 7月 22日 県評価委員会において、意見聴取
- ・令和6年 8月 21日 県評価委員会において、意見聴取
- ・令和6年 9月 10日～10月 10日 パブリック・コメントの実施
- ・令和6年 10月 7日 厚生環境委員会において、案の説明
- ・令和6年 10月 21日 評価委員会において、案の最終報告
- ・令和6年 12月 県議会議決・法人へ指示
- ・令和7年 3月（予定） 中期目標を達成するための法人が作成する  
中期計画の認可の議決